

# 平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて ～ 毎月（日）の源泉徴収のしかた ～

平成 29 年 6 月  
国 税 庁

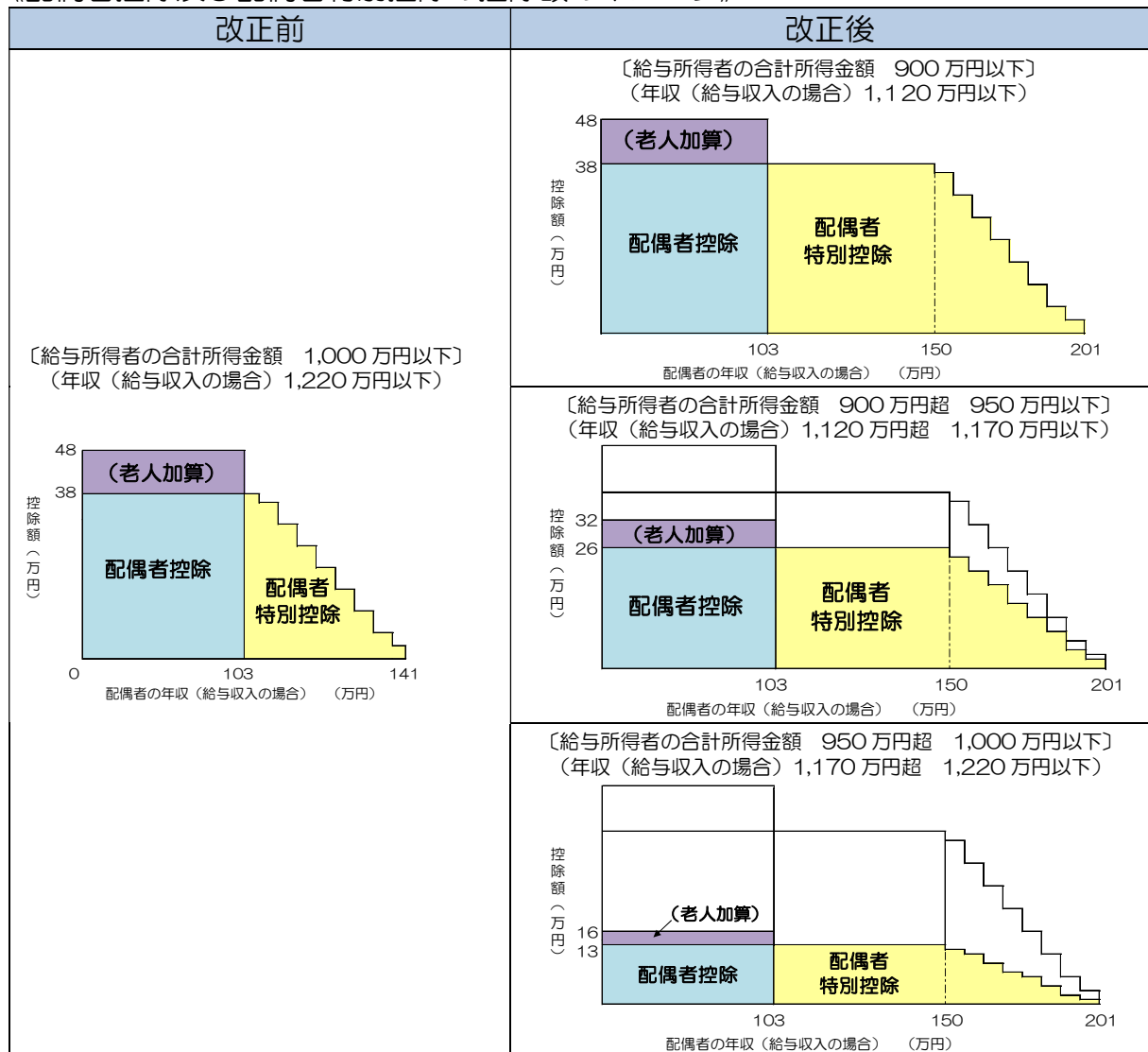
平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。改正の概要及び平成 30 年 1 月以降の毎月（日）の給与等の支払の際の源泉徴収のしかたは、次のとおりとなります。

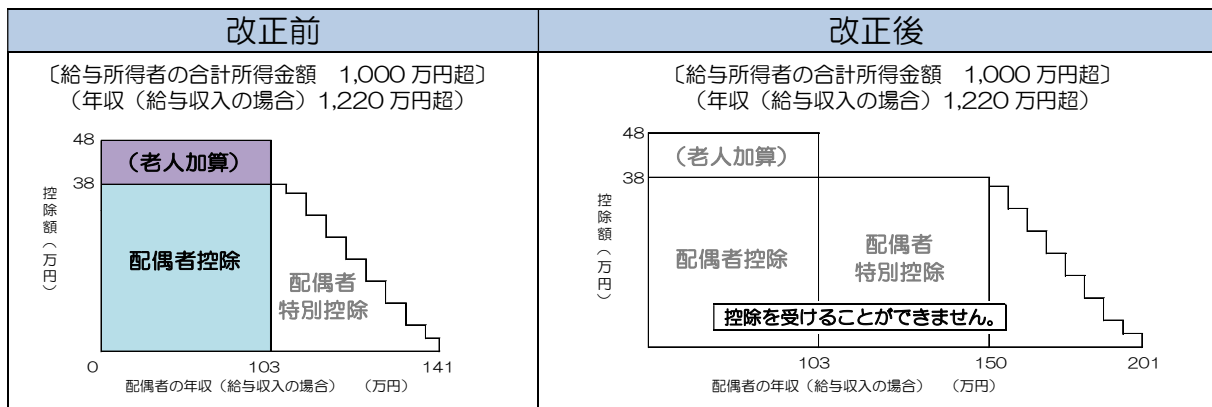
※ 平成 30 年分の年末調整における取扱いについては、後日掲載する予定です（「平成 30 年分年末調整のしかた」等）。

## ◎ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されたほか、**給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました**（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる**配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下**とされました（改正前：38 万円超 76 万円未満）。

### 《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ》





《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

## ◎ 扶養親族等の数の算定方法の変更

給与等を支払う際に源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めますが、計算に当たって扶養親族等の数を算定する必要があります。

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が**源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算**することとされました。

また、**同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算**することとされました。

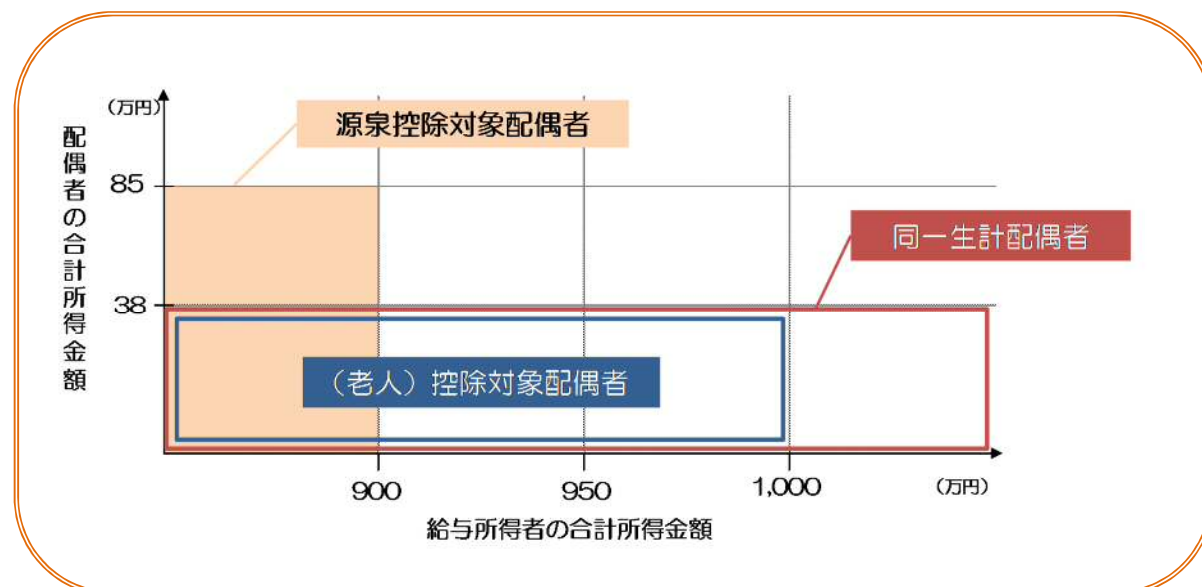
《用語の定義》

改正前		改正後	
控除対象配偶者 (注) 2 (注) 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下</li> </ul>	<b>同一生計配偶者</b> (注) 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の合計所得金額 ⇒制限無</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒<b>38万円以下</b></li> </ul>
		控除対象配偶者 (注) 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の合計所得金額 ⇒<b>1,000万円以下</b></li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下</li> </ul>
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒38万円超 76万円未満</li> </ul>	配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒<b>38万円超 123万円以下</b></li> </ul>
		<b>源泉控除対象配偶者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の合計所得金額 ⇒<b>900万円以下</b></li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒<b>85万円以下</b></li> </ul>

(注) 1 上図の対象となる配偶者は、給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）に限ります。

2 （特別）障害者に該当する場合には、（特別）障害者控除の対象となります。

3 控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。






《配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（概要）》

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	配偶者の合計所得金額				
	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人


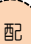

















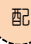



配偶者が障害者に該当する場合は1人加算

《配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を使用する場合の配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね次のようになります。

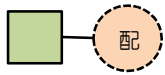
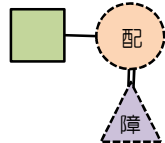
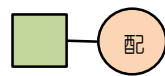
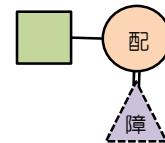
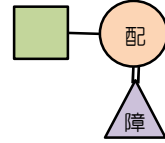
（凡例）  所得者  配 配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。）  障（特別）障害者

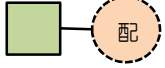
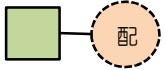
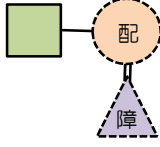
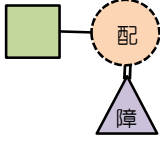
【下図中の点線囲みの図形は扶養親族等の数に含まれません。】

区分	給与所得者の合計所得金額（見積額）				
	900万円以下			900万円超	
設 例	① ※85万円超  — 	③ ※85万円以下  —  (源泉控除対象配偶者)	⑤ ※38万円以下  —   (源泉控除対象配偶者)	⑥ ※38万円以下  — 	⑨ ※38万円以下  —  
	② ※85万円超  —  	④ ※38万円超 85万円以下  —   (源泉控除対象配偶者)		⑦ ※38万円超  — 	⑧ ※38万円超  —  
扶 等 親 族 数	0人	1人	2人	0人	1人

（注） 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

《上図「配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）」の解説》

給与所得者の合計所得金額（見積額）が 900 万円以下		
設 例	扶養親族等 の数	解 説
① ・配偶者の合計所得金額（見積額） 85 万円超 	0 人	配偶者の合計所得金額（見積額）が 85 万円を超えているため、「扶養親族等の数」に含めません。  ※ 配偶者の合計所得金額が 123 万円以下である場合には、年末調整の際に配偶者特別控除の適用を受けることができます。
② ・配偶者の合計所得金額（見積額） 85 万円超 ・配偶者が（特別）障害者 	0 人	配偶者の合計所得金額（見積額）が 85 万円を超えているため、「扶養親族等の数」に含めません。 また、配偶者の合計所得金額（見積額）が 38 万円を超えているため、（特別）障害者の要件に該当する場合であっても、「扶養親族等の数」に加算しません。  ※ 配偶者の合計所得金額が 123 万円以下である場合には、年末調整の際に配偶者特別控除の適用を受けることができます。 ただし、配偶者の合計所得金額が 38 万円を超えているため、（特別）障害者控除の適用を受けることはできません。
③ ・配偶者の合計所得金額（見積額） 85 万円以下 	1 人	配偶者の合計所得金額（見積額）が 85 万円以下であるため、「扶養親族等の数」に含めます（「源泉控除対象配偶者」に該当）。  ※ 配偶者の合計所得金額が 85 万円以下であるため、年末調整の際に配偶者（特別）控除の適用を受けることができます。
④ ・配偶者の合計所得金額（見積額） 38 万円超 85 万円以下 ・配偶者が（特別）障害者 	1 人	配偶者の合計所得金額（見積額）が 85 万円以下であるため、「扶養親族等の数」に含めます（「源泉控除対象配偶者」に該当）。 しかし、配偶者の合計所得金額（見積額）が 38 万円を超えているため、配偶者が（特別）障害者の要件に該当する場合であっても、「扶養親族等の数」に加算しません。  ※ 配偶者の合計所得金額が 38 万円超 85 万円以下であるため、年末調整の際に配偶者特別控除の適用を受けることができます。 ただし、配偶者の合計所得金額が 38 万円を超えているため、（特別）障害者控除の適用を受けることはできません。
⑤ ・配偶者の合計所得金額（見積額） 38 万円以下 ・配偶者が（特別）障害者 	2 人	配偶者の合計所得金額（見積額）が 85 万円以下であるため、「扶養親族等の数」に含めます（「源泉控除対象配偶者」に該当）。 また、配偶者の合計所得金額（見積額）が 38 万円以下であり、（特別）障害者に該当するため、「扶養親族等の数」に加算します。  ※ 配偶者の合計所得金額が 38 万円以下であるため、年末調整の際に配偶者控除の適用を受けることができます。 また、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下であるため、（特別）障害者控除の適用を受けることができます。

給与所得者の合計所得金額（見積額）が 900 万円超		
設 例	扶養親族等 の数	解 説
⑥ ・配偶者の合計所得金額（見積額） 38万円以下 	0人	給与所得者の合計所得金額（見積額）が900万円を超えているため、「扶養親族等の数」に含めません。 ※ 配偶者の合計所得金額が38万円以下であるため、年末調整の際に配偶者控除の適用を受けることができます（給与所得者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。）。
⑦ ・配偶者の合計所得金額（見積額） 38万円超 	0人	給与所得者の合計所得金額（見積額）が900万円を超えているため、「扶養親族等の数」に含めません。 ※ 配偶者の合計所得金額が123万円以下である場合には、年末調整の際に配偶者特別控除の適用を受けることができます（給与所得者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。）。
⑧ ・配偶者の合計所得金額（見積額） 38万円超 	0人	給与所得者の合計所得金額（見積額）が900万円を超えているため、「扶養親族等の数」に含めません。 また、配偶者の合計所得金額（見積額）が38万円を超えているため、（特別）障害者の要件に該当する場合であっても、「扶養親族等の数」に加算しません。 ※ 配偶者の合計所得金額が123万円以下である場合には、年末調整の際に配偶者特別控除の適用を受けることができます（給与所得者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。）。 ただし、配偶者の合計所得金額が38万円を超えているため、（特別）障害者控除の適用を受けることはできません。
⑨ ・配偶者の合計所得金額（見積額） 38万円以下 ・配偶者が（特別）障害者 	1人	給与所得者の合計所得金額（見積額）が900万円を超えているため、「扶養親族等の数」に含めません。 ただし、配偶者の合計所得金額（見積額）が38万円以下であり、（特別）障害者に該当するため、「扶養親族等の数」に加算します。 ※ 配偶者の合計所得金額が38万円以下であるため、年末調整の際に配偶者控除の適用を受けることができます（給与所得者の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限ります。）。 また、配偶者の合計所得金額が38万円以下であるため、（特別）障害者控除の適用を受けることができます。

《参考：扶養親族等の数の算定方法（配偶者以外）》

- (凡例)
- 所得者
  - 扶 控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の人）
  - 扶 扶養親族のうち年齢16歳未満の人
  - 寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫
  - 学 勤労学生
  - 障 （特別）障害者
  - 同障 同居特別障害者

設		<span style="font-size: 2em;">扶</span>	<span style="font-size: 2em;">扶</span> 	<span style="font-size: 2em;">扶</span> <span style="font-size: 2em;">同障</span> 	<span style="font-size: 2em;">扶</span> <span style="font-size: 2em;">同障</span> 
	<span style="font-size: 2em;">扶</span>	 	<span style="font-size: 2em;">扶</span> <span style="font-size: 2em;">同障</span> 	<span style="font-size: 2em;">扶</span> <span style="font-size: 2em;">同障</span> 	<span style="font-size: 2em;">扶</span> <span style="font-size: 2em;">同障</span> 
例				<span style="font-size: 2em;">扶</span> 	
		<span style="font-size: 2em;">扶</span> <span style="font-size: 2em;">同障</span> 		<span style="font-size: 2em;">扶</span> <span style="font-size: 2em;">同障</span> 	
扶等親族数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人

(注) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた扶養親族等の数（配偶者以外）に、配偶者に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

《参考：「源泉徴収税額表」月額表甲欄（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）の使用例》

設例

イ 給与等の支給額(月額)	374,000 円
ロ 給与等から控除する社会保険料等	57,968 円
ハ 扶養親族等の数 (源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人)	2人

〔税額の計算〕

- ① 社会保険料控除後の給与等の金額を求めると、316,032 円（374,000 円－57,968 円）となります。
- ② 「源泉徴収税額表」の月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、316,032 円が含まれる「314,000 円以上 317,000 円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄との交わるところに記載されている金額 5,740 円を求めます。これがその給与等から源泉徴収する税額です。

〔源泉徴収税額表（抜粋）〕

(三)

(月額表)

「扶養親族等の数2人」の欄

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲					
		扶 養		親 族 等			
給与等の金額		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
以 上	未 満	税					
円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	0
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	0
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	160
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	280
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	400
305,000	308,000	8,910	6,980	5,370	3,760	2,130	520
308,000	311,000	9,160	7,110	5,490	3,880	2,260	640
311,000	314,000	9,400	7,230	5,620	4,000	2,380	770
314,000	317,000	9,650	7,350	5,740	4,120	2,500	890
317,000	320,000	9,890	7,470	5,860	4,250	2,620	1,010

「316,032 円」が含まれる行

求める税額

(注) 税額表の「以上」の欄はその欄に記載されている金額を含み、「未満」の欄はその金額を含まないことにご注意ください。



## ◎ 各種申告書等の様式変更等

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出する必要があります。

また、他の申告書等についても記載事項の変更等を行う予定です。

### 《各種申告書等の様式変更等（平成 29 年 6 月 30 日現在）》

改正前	改正後（平成 30 年分以降）	
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	記載事項の変更等 ※ その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	記載事項の変更等 ※ その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出
従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	記載事項の変更等 ※ その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ※ その年の年末調整の時までに提出
	<b>給与所得者の配偶者控除等申告書</b>	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ※ その年の年末調整の時までに提出
給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	記載事項の変更等 ※ 給与等の支払者が作成

(注) 税務署で配布していた「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」（兼用様式）については、平成 30 年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式（上図の太枠部分）となる予定です。

### 《参考：非居住者である配偶者に係る親族関係書類等の提出時期（平成 30 年分以降）》

非居住者である配偶者について、配偶者控除等の適用を受けるための「親族関係書類」及び「送金関係書類」の給与等の支払者への提出又は提示の時期は、それぞれ次のとおりとなります。

区 分	扶養控除等申告書の提出時 (最初に給与の支払を受ける日の前日まで)	配偶者控除等申告書の提出時 (年末調整の時まで)
「源泉控除対象配偶者」又は「障害者に該当する同一生計配偶者」 (扶養控除等申告書に記載した場合)	親族関係書類	送金関係書類
上記以外の配偶者 (年末調整の際に控除を受ける場合)	—	親族関係書類＋送金関係書類

◎ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の記載例

《平成30年分扶養控除等申告書の記載例》

**平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

所轄税務署長等 神田 税務署長	給与の支払者の名称（氏名） 〇〇〇〇株式会社	（フリガナ） ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 明・大 50年1月1日	あなたに課税される所得の種類 給与所得
練馬 市区町村長	給与の支払者の法人（個人）番号 22334455667788	あなたの氏名 山川 太郎	世帯主の氏名 山川 太郎	あなたの個人番号 66778899001111
	給与の支払者の所在地（住所） 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの配偶者の有無 有・無	あなたの配偶者の氏名 本人

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	所得の種類	住所又は居所	異動月及び事由
源泉控除対象配偶者（注1）	ヤマカワ アキコ 山川 明子	778899001122	妻	51・10・5	830,000円	東京都練馬区23-7	
源泉控除対象扶養親族（18歳以上）（注1）	ヤマカワ イチロウ 山川 一郎	889900112233	子	14・5・17	0円	東京都練馬区23-7	
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生							
他の所得者が控除を受ける扶養親族等							

**「源泉控除対象配偶者」に該当する場合に記載します。**

※ 「源泉控除対象配偶者」とは給与所得者（合計所得金額（見積額）が900万円以下の人）に限り、と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額（見積額）が85万円以下の人をいいます。

**同一生計配偶者が「障害者」に該当する場合に記載します。**

※ 「同一生計配偶者」とは給与所得者（所得制限無）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額（見積額）が38万円以下の人をいいます。

※ 年の途中で給与所得者又は配偶者の合計所得金額（見積額）に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する（しない）こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出することとされています。

《平成30年分源泉徴収簿の記載例（上記の扶養控除等申告書の場合）》

扶養控除等の申告	申告の有無 (有・無)	源泉控除対象者					障害者等 (該当するものを○で囲んでください。)	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数 当初	配偶者の有無 (有・無)
		源泉控除対象配偶者	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族 同居老親等	その他			
当初	有	1人	人	人	人	人	人	有	
月 日	有・無	人	人	人	人	人	人	有	
月 日	有・無	人	人	人	人	人	人	有	

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。